

## 中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となつていきます。市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし、保証渋りなどの問題により深刻さを極めており、中小企業者にとっては、もはや「待ったなし」の状況です。政府の方針どおり、早急に不良債権処理やデフレ対策を進めることは当然ですが、その結果、我が国経済の屋台骨であります中小企業への金融を一層滞らせ、結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念されます。

こうした状況に鑑み、政府においては、中小企業者に対するセーフティーネット保証、貸付の拡充や資金調達の多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつ速やかに取り組むべきです。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、左記の事項を強く要望します。

### 記

- 一 依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティーネット保証、貸付の拡充を図ること。
  - 二 売掛債権担保融資制度の普及、定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。
  - 三 デフレ下における政府系金融機関の役割は、極めて大きいことから、政府系金融機関の見直しを平成十七年度まで一時凍結すること。
  - 四 現下の厳しい経済状況に鑑み、外形標準課税の早期導入を行わないこと。
  - 五 事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年三月十九日

江戸川区議会議長 花島貞行

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣 あて